○南房総市子ども医療費助成に関する条例

平成18年3月20日 条例第121号

条例第121号 改正 平成18年7月7日条例第220号 平成19年12月21日条例第38号 平成20年3月21日条例第10号 平成22年9月17日条例第25号 平成24年6月27日条例第22号 平成24年10月2日条例第25号 平成24年10月2日条例第25号 平成26年3月12日条例第25号 平成28年3月17日条例第22号 平成30年6月29日条例第27号

令和3年3月19日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの保護者に対し、子ども医療費(以下「医療費」という。) を助成することにより子育てを支援し、もって子どもの保健の向上に寄与するとともに 子どもの福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
 - (2) 保護者 子どもの親権者、後見人その他子どもを現に監護している者をいう。
 - (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法 (大正11年法律第70号)
 - イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - ウ 私立学校教職員共済法 (昭和28年法律第245号)

- 工 国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号)
- 才 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- 力 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (4) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費等及び高額療養費をいう。
- (5) 一部負担金 医療費の額から医療保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。
- (6) 自己負担金 国、県又は市が公費負担医療制度による給付決定をした場合において、 当該給付を受ける子ども又はその保護者が負担しなければならない額をいう。
- (7) 子ども医療自己負担金 医療費の支給を受ける保護者が負担しなければならない 額をいう。
- (8) 保険医療機関 医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等をいう。 (助成対象者)
- 第3条 この条例に定める医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のすべてに該当する子どもの保護者とする。
 - (1) 子どもが市に住所を有し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 子どもが保険給付を受けることができる被保険者又は被扶養者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当する場合においては、 その保護者は対象としない。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている者
 - (2) 南房総市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成18年南房総市条例第 122号)に基づく医療費の助成を受けることができる者
 - (3) 南房総市重度心身障害者医療費等支給条例(平成18年南房総市条例第125号) に基づく医療費の助成を受けている者

(優先関係)

第4条 子ども医療に係る疾病又は負傷が他の法令等による公費負担医療制度の対象とな

るときは、原則としてその制度を優先して適用する。

(医療費の助成)

- 第5条 市長は、子どもの通院、入院又は調剤が医療保険各法に規定する保険給付の対象 となった場合は、次に掲げる額から別表に定める子ども医療自己負担金を控除した額を 助成する。この場合において、調剤については、子ども医療自己負担金は、控除しない ものとする。
 - (1) 助成対象者が保険医療機関で子どもに係る保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額
 - (2) 助成対象者が子どもに係る保険給付について保険医療機関で一部負担金を負担した場合は、その一部負担金の額
 - (3) 国、県又は市が公費負担医療制度による給付決定をした場合は、自己負担金に相当する額
- 2 子どもに係る疾病又は負傷について他の法令等に基づき国又は県の負担による医療等に関する給付を受けることができ、又は医療保険各法に基づく規則、定款等により付加給付金の支給を受けた場合は、その額を前項の規定により助成する額から除くものとする。

(受給券)

- 第6条 前条第1項に規定する医療費の助成を受けようとする者は、あらかじめ規則の定めるところにより受給資格の登録を申請し、受給券の交付を受けなければならない。
- 2 保険医療機関において前条第1項第1号及び第3号に係る医療費の助成を受けようと する場合は、助成対象者は、当該保険医療機関に受給券及び被保険者証を提示しなけれ ばならない。

(助成の方法)

第7条 市長は、第5条第1項第1号及び第3号に規定する額の助成を行う場合は、保険 医療機関の請求に基づき、助成対象者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関へ支払 うものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、別に定める方法により支払 うことができる。

- 2 前項の規定による支払を行ったときは、助成対象者に対し助成したものとみなす。
- 3 第5条第1項第2号に規定する額の助成は、助成対象者の申請に基づき行うものとする。
- 4 第5条第1項第2号の申請は、当該子どもが受けた医療に係る医療費を保険医療機関 に支払った日の翌日から起算して2年以内に行われなければならない。

(届出の義務)

- 第8条 助成対象者は、自己又は子どもについて、第6条第1項の受給資格の登録の内容 に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。
- 2 受給券の交付を受けた者は、受給券の有効期間が満了し、又は転出その他の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに市長に受給券を返納しなければならない。 (損害賠償との調整)
- 第9条 市長は、子どもの保護者が当該疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の徴収)

- 第10条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者があるときは、 その者から、助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 (受給権の保護)
- 第11条 医療費の助成を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行し、改正後の南房総市乳幼児医療費助成 に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成18年4月1日(以下 「適用日」という。)から適用する。

- 2 適用日の前日において入院していた者(適用日以後も引き続き入院し、かつ、その入 院期間が七日以上の者に限る。)の医療については、改正後の条例の規定にかかわらず、 その者が引き続き入院する間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の富浦町乳幼児医療対策事業規則(平成15年富浦町規則第4号)、富山町乳幼児医療費支給条例(平成15年富山町条例第4号)、三芳村乳幼児医療費の助成に関する条例(平成15年三芳村条例第2号)、和田町乳幼児医療費対策事業規則(平成15年和田町規則第7号)又は和田町乳幼児医療対策事業事務取扱要領(平成15年和田町要領第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年7月7日条例第220号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において入院していた者が引き続き入院する間において受けた医療及び施行日前に乳幼児が受けた医療については、 なお従前の例による。

附 則(平成19年12月21日条例第38号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の 日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成20年3月21日条例第10号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年9月17日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の南房総市子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例 の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた 医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年6月27日条例第22号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成24年10月2日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定(「又は県」を「、県又は市」に改める部分に限る。)、第5条第1項第3号の改正規定及び第7条第1項にただし書を加える改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の南房総市子ども医療費助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第6条の規定による申請及び受給券の交付は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の条例の規定は、施行日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用 し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月12日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の南房総市子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例 の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた 医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月17日条例第22号)

この条例は、平成28年8月1日から施行する。

附 則(平成30年6月29日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の南房総市子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例 の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた 医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月27日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月19日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の南房総市子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例 の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた 医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

階層区分	世帯区分	負担基準額 (円)
		入院1日及び通院1回
A	市町村民税非課税世帯	0
B	市町村民税所得割非課税世帯であって、市町	O
	村民税均等割のみ課税世帯	
C	市町村民税所得割課税世帯	3 0 0

備考

- 1 階層区分の認定は、毎年7月1日における市民税の課税状況により行うものとする。
- 2 子ども医療自己負担金の額は、負担基準額に入院日数又は通院回数を乗じて得た 額とする。
- 3 同日に入院又は通院が重複する場合は、それぞれ1日又は1回として子ども医療

自己負担金の額を算定する。